

「ソフトウェア使用許諾契約書（共通）」新旧対照表

改定前	改定後（2016年7月20日）
<p>第2条（使用許諾の内容）</p> <p>お客様は、（※省略）当社らに帰属します。</p> <p>※該当項目なし</p> <p>① お客様は、本ソフトウェアを一時に1台のコンピュータ・システムでのみ使用することができるものとします。ただし、ネットワーク／インターネット環境下で使用している場合、もしくは別項1に掲げる製品は、お客様と当社らの間で別途定めたユーザー数の範囲で、同時に本ソフトウェアを実行することができるものとします。</p> <p>② お客様は、（※省略）変更を行うことはできないものとします。</p> <p>③ お客様は、（※省略）譲渡することはできないものとします。</p>	<p>第2条（使用許諾の内容）</p> <p>お客様は、（省略）当社らに帰属します。</p> <p>① お客様は、本ソフトウェアを、同時に3台までのコンピュータ・システムにインストールすることができるものとします。ただし、この場合でも、お客様が同時に使用できる本ソフトウェアは1台までとします。お客様は、本ソフトウェアを、同時に複数のコンピュータ・システムで使用してはならないものとします。</p> <p>② 前号にかかわらず、別項1に掲げる製品は、お客様と当社らの間で別途定めたユーザー数の範囲で、同時に本ソフトウェアを使用することができるものとします。</p> <p>③ お客様は、（※省略）変更を行うことはできないものとします。</p> <p>④ お客様は、（※省略）譲渡することはできないものとします。</p>
<p>第7条（ソフトウェアライセンス管理）</p> <p>1 （※省略）</p> <p>2 お客様は、インターネット環境下において本ソフトウェアを使用する際、コンピュータ・システム、及び使用ソフトウェアを特定するための識別情報を、インターネットを介して当社らの管理するシステムに送信することに同意するものとします。なお、当社らは、送信される情報の中に個人情報が含まれないこと、取得した情報を別の目的で再利用しないことを保証するものとします。ただし、お客様が、当社らのソフトウェアである「FCコンシェルジュ」をご利用される場合は、「FCコンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書（FCコンシェルジュ）」に基づき、一定の個人情報を含む情報が当社らに送信される場合があります。これらの情報の取扱いについては、「FCコンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書（FCコンシェルジュ）」をご参照ください。</p> <p>※「ただし」以降を第3項に分割</p>	<p>第7条（ソフトウェアライセンス管理）</p> <p>1 （※省略）</p> <p>2 お客様は、インターネット環境下において本ソフトウェアを使用する際、コンピュータ・システム、及び使用ソフトウェアを特定するための識別情報を、インターネットを介して当社らの管理するシステムに送信することに同意するものとします。なお、当社らは、送信される情報の中に個人情報が含まれないこと、取得した情報を別の目的で再利用しないことを保証するものとします。</p> <p>3 前項にかかわらず、お客様が、当社らのソフトウェアである「FCコンシェルジュ」をご利用される場合は、「FCコン</p>

<p>※該当項目なし</p>	<p>シェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書（F C コンシェルジュ）」に基づき、一定の個人情報を含む情報が当社らに送信されることがあります。これらの情報の取扱いについては、「F C コンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書（F C コンシェルジュ）」をご参照ください。</p> <p>4 お客様が、本ソフトウェアを、福井コンピュータドットコム株式会社のウェブサイト「3Dカタログ.com」と連携させてご利用される場合は、前2項に加え、お客様は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況等に係る情報（「3Dカタログ.com」を通じて提供されるコンテンツの本ソフトウェア上でのご利用状況を含みます。ただし、個人情報は含まれません。）が、市場の分析、新サービスの企画、品質向上及びサービスの提供・充実等の目的のため、本ソフトウェアから「3Dカタログ.com」に送信されて提供されること、さらに 福井コンピュータドットコム株式会社から福井コンピュータアーキテクト株式会社及び第三者に開示・提供されることに同意するものとします。</p>
----------------	--